

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年5月7日（金）15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第5回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、6番 石井委員、7番 安西委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1 ページ整理番号1 から2 について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 竹原 岩井作 2319 番 3 外 3 筆、登記地目、田、現況地目、畑で合計 716 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は川崎市にお住まい 77 歳の方外 1 名共有、譲受人は市内竹原にお住まいの 76 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自宅に近く利便性のよいこの農地を取得して野菜を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号2 所在地は 西川名 待場 174 番外 2 筆、登記地目、現況地目共に畑が 204 m²、登記地目、田、現況地目、畑が 108 m²、合計 312 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内沼にお住まいの 33 歳の方、譲受人は市内上真倉にお住まいの 39 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業をしていないため、譲り渡します。譲受人は先月の委員会で指定された空き家に付属した農地を取得して野菜を栽培し農業を行います。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件（空き家に付属した農地については1a）については、クリアしており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の2ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 広瀬 乙女 1405 番 1、登記地目、現況地目共に田で 2846 m²の内 14.59 m²の案件です。

申請人は鋸南町の 38 歳の方です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、営農型太陽光発電設備パネル 288 枚を建設するとともに稲作を行います。

農地の区分について説明します。この農地は農用区域内にある農地以外の農地ですが、営農型太陽光発電設備は農振農用地であっても許可できることとなっています。なお、この案件は期間 3 年間の一時転用となり、3 年後に継続する場合は、再度、許可が必要となります。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日から工事着手することとなっていますので、該当しないと考えられま

す。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、営農型太陽光発電設備を建設しようとする
ものです。

4番委員、ご意見等ございますか。

4番委員

特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を
求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定に
よる許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1~2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは次ページの整理番号1に関係します。

所在地は 大賀 水余 1143 番、登記地目、現況地目共に畑で 337 m²
の案件です。

この農地は昭和46年1月25日付けで、専用住宅で許可となった案
件ですが、当初計画者が転勤により転居できなくなったところ、譲受
人が転居を希望したため変更しようとするものです。

整理番号2 こちらは次ページの整理番号2に関係します。

所在地は 亀ヶ原 蔵敷 70 番5、登記地目、現況地目共に畑で、面積
は 483 m²の所有権移転の案件です。

この農地は令和2年11月27日付けで、建売分譲住宅で許可となっ
た案件ですが、顧客の要望により、当初の区画の面積を変更し、1区
画を専用住宅に変更しようとするものです。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、当初の専用住宅を建設しようとした計画を、新たに別の方が専用住宅を建設することに変更するものです。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、当初の建売住宅を建設しようとした計画を、新たに別の方が専用住宅を建設することに変更するものです。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1から7について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは前ページの整理番号1に関する案件です。所在地は 大賀 水余 1143 番、登記地目、現況地目共に畑で 337 m²の計画変更を伴う所有権移転の案件です。

申請人は杉並区の 59 歳の方です。

転用の事由及び施設は、1 年後に退職するので老後を静かなところ

で生活したいため専用住宅を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年6月20日から工事着手し、令和3年12月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 こちらは前ページの整理番号2に関係する案件です。所在地は 亀ヶ原 蔵敷70番5、登記地目、現況地目共に畑で、面積は483㎡の所有権移転の案件です。

申請人は千葉市の35歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請地の近くに両親が住んでおり、子供の面倒をみてもらうのに都合が良いので、専用住宅を建設し転居します。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年6月1日から工事着手し、令和3年12月末日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 国分 萱野1055番1、登記地目、現況地目共に畑で、面積は477㎡の使用貸借権設定の案件です。

申請人は市内国分在住の38歳の方です。所有者とは夫婦です。

転用の事由及び施設は、現在、親と同居しているが、手狭なので、妻が相続した土地に新居を構え、生活する。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年7月1日から工事着手し、令和3年11月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 南条 六反町220番20、登記地目、田、現況地目、畑で、327㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内大戸に在住の31歳の方です。

転用の事由及び施設は、結婚するので、現住地に近いこの土地に新居を構え、生活する。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年6月28日から工事着手し、令和3年12月10日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 那古 藤ノ木 244 番 1、登記地目、田、現況地目、畑で 378 m²の使用貸借権設定の案件です。

申請人は市内北条の 33 歳の方です。所有者とは親子となります。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいをしているが、手狭なので、両親の居宅の隣地に専用住宅を建て、転居したい。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後直ちに工事着手し、令和4年1月に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6 所在地は 洲崎 沼田 814 番 1、登記地目、現況地目、共に畑の 201 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内洲崎に在住の 50 歳の方です。

転用の事由及び施設は、隣地が実家だが、台風により住めなくなり取り壊した。実家の土地には両親が住む予定なので、この土地と別の隣の雑種地と併せて、自分夫婦と息子夫婦で住む専用住宅を建て生活する。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年6月10日から工事着手し、令和3年12月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 大賀 西台 93 番 1、登記地目、現況地目、共に畑の 780 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内大賀に在住の 45 歳の方です。

転用の事由及び施設は、賃貸住宅需要に対応するため、自宅に隣接

するこの土地に貸家住宅を建て、収入を得たい。なお、すでにこの土地の一部に貸家住宅を所有していますが、転用許可を得ていないので始末書を提出されています。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、令和3年7月1日から工事着手し、令和3年12月25日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号2については、専用住宅を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号3については、専用住宅等を建設するための申請になります。

4番委員、ご意見等ございますか。

4 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 4 については、専用住宅を建設するための申請になります。 9 番委員、ご意見等ございますか。
9 番委員	現地を確認しましたが、問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 5 については、専用住宅等を建設するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 6 については、専用住宅を建設するための申請になります。 2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地を確認しましたが、問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 整理番号 7 については、貸家住宅を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。資料の5ページから6ページ、整理番号1から8について、審議します。

事務局より説明をお願いします。

主 査

整理番号1 所在地は、高井 尾安 1671 番 1 地目は畑で、面積 2,865 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は高井にお住まいの 58 歳の方、借受者も高井の 50 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 2 所在地は、安布里 増野谷 753 番 地目は田で、面積 2,986 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 120kg、10a 当たり米 40kg です。貸付者は国分にお住まいの 81 歳の方、借受者は大賀の 82 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 3 年間で、新規設定です。

整理番号 3 所在地は、正木 上沼 2222 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,042 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 20,000 円、10a 当たり 9,794 円です。貸付者は、千葉市にお住まいの 61 歳の方、借受者は上真倉の方です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 4 所在地は、上野原 外馬谷 465 番 地目は田で、面積 2,990 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり米 30 kg です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の 66 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 5 所在地は、竜岡 千騎畑 630 番 1 外 5 筆 地目は田・畑で、合計面積 1,686 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は竜岡にお住まいの 90 歳の方外 4 名、借受者も竜岡の 56 歳の方です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 33 年 5 月 31 日までの 30 年間で、新規設定です。

整理番号 6 所在地は、正木 反町 1506 番 地目は田で、面積 2,805 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90 kg、10a 当たり米 32 kg です。貸付者は正木にお住まいの 68 歳の方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、山本 西の下 291 番 地目は田で、面積 3,040 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、正木 鯉免 1468 番 地目は田で、面積 1,384 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 6 年目以降 8,304 円、10a 当たり 6,000 円です。貸付者は那古にお住まいの 66 歳の方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和 3 年 6 月 1 日から令和 13 年 5 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上 8 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第 1 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 7 から 9 ページ、整理番号 1 から 14 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公

益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

まず、7 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は 正木 新作 968 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 5,432 m²を、千葉県園芸協会が南条にお住まいの方外 1 名から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 27,160 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 2 所在地は 正木 三貫目 1450 番 外 4 筆 地目は田で、合計面積 12,357 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 370 kg、10a 当たり米 30 kg です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 3 所在地は 正木 三貫目 1436 地目は田で、面積 2,195 m²を、千葉県園芸協会が湊にお住まいの 72 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 10,975 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 4 所在地は 正木 白沼 1052 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 7,993 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 76 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 240 kg、10a 当たり米 30 kg です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号 5 所在地は 那古 神明 1715 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,936 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 76 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 14,680 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

8 ページをご覧ください。

整理番号 6 所在地は 正木 新作 919 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,359 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 88 歳の方から借り受け、賃貸借が設定され、賃料は 26,795 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号7 所在地は 那古 塩田 1765 番 外1筆 地目は田で、合計面積 3,361 m²を、千葉県園芸協会が埼玉県にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 16,805 円です。10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号8 所在地は 正木 新作 914 番 外1筆 地目は田で、合計面積 5,515 m²を、千葉県園芸協会が東京都にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 27,575 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号9 所在地は 正木 道免 840 番 地目は田で、面積 1,346 m²を、千葉県園芸協会が正木にお住まいの 97 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 6,730 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は那古の 26 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 3 月 31 日までの約 5 年です。

整理番号10 所在地は 稲 奥野 1090 番 1 外4筆 地目は田で、合計面積 7,923 m²を、千葉県園芸協会が宝貝にお住まいの 85 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 238 kg、10a 当たり米 30 kgです。借受者は竹原の法人です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 13 年 2 月 28 日までの 9 年 11 ヶ月です。

9 ページをご覧ください。

整理番号11 所在地は 国分 五反田 513 番 地目は畑で、面積 500 m²を、千葉県園芸協会が国分にお住まいの 93 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 2,500 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は高井の 50 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 4 年 11 ヶ月です。

整理番号12 所在地は 国分 五反田 514 番 地目は畑で、面積 857 m²を、千葉県園芸協会が国分にお住まいの 75 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 4,285 円、10a 当たり 5,000 円です。借受者は高井の 50 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 8 年 2 月 28 日までの 4 年 11 ヶ月です。

整理番号13 所在地は 長須賀 増野谷 700 番 地目は田で、面積 1,417 m²を、千葉県園芸協会が長須賀にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 7,085 円、10a 当たり 5,000 円です。借

受者は北条の 69 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 13 年 2 月 28 日までの 9 年 11 ヶ月です。

整理番号 14 所在地は 亀ヶ原 長生田 127 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 8,369 m²を、千葉県園芸協会が亀ヶ原にお住まいの 85 歳の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 251 kg です。10a 当たり米 30 kg です。借受者は亀ヶ原の 68 歳の方です。期間は、認可公告日の令和 3 年 3 月 29 日から令和 12 年 12 月 31 日までの 9 年 9 ヶ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 10 ページ、整理番号 1 から 2 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは 10 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、正木 鯉免 1468 番、地目は田で、面積 1,384 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、母親が耕作していたが、高齢のため耕作できなくなったためとのことです。

整理番号 2 所在地は、正木 市合免 452 番 外 5 筆、地目は田で、合計面積 9,656 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者の都合により耕作できなくなったためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

主 幹	6月の総会日程について、次回は6月7日(月)を予定しています。 場所は、本館2階会議室で行います。
議 長	以上で、第5回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。 皆様、ご苦労様でした。

閉 会
16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 脚田 守 係
館山市農業委員会委員 石 井 康 博
館山市農業委員会委員 安 西 純 夫

